

遠隔診療に係る要件の明確化

(情報通信機器を用いた診療(いわゆる「遠隔診療」)について 平成27年8月10日 事務連絡)

特例措置前

- 遠隔診療の取扱いについては、通知において以下のとおり記載されている。
- (一)初診及び急性期の疾患に対しては、原則として直接の対面診療によること。
 - (二)直接の対面診療を行うことができる場合や他の医療機関と連携することにより直接の対面診療を行うことができる場合には、これによること。
 - (三) (一)及び(二)にかかわらず、次に掲げる場合において、患者側の要請に基づき、患者側の利点を十分に勘案した上で、直接の対面診療と適切に組み合わせて行われるときは、遠隔診療によっても差し支えないこと。
 - ア 直接の対面診療を行うことが困難である場合(例えば、離島、へき地の患者の場合など往診又は来診に相当な長時間を要したり、危険を伴うなどの困難があり、遠隔診療によらなければ当面必要な診療を行うことが困難な者に対して行う場合)
 - イ 直近まで相当期間にわたって診療を継続してきた慢性期疾患の患者など病状が安定している患者に対し、患者の病状急変時等の連絡・対応体制を確保した上で実施することによって患者の療養環境の向上が認められる遠隔診療(例えば別表に掲げるもの)を実施する場合

(規制の根拠)

情報通信機器を用いた診療(いわゆる「遠隔診療」)について(平成9年12月24日 厚生省健康政策局長通知健政発第1075号)

ニーズ

○患者の遠隔診療のニーズに対応するため、遠隔診療に関する現行の通知に記載された、離島・へき地以外の患者の場合や特定(9種類)の遠隔診療以外の場合、また、初診であっても直接の対面診療を行うことが困難である場合についても、医師の判断により遠隔診療が可能であることを明確化してほしい。

特例措置

○通知に示された遠隔診療が可能なのは例示であり、離島・へき地以外の患者の場合や特定(9種類)の遠隔診療以外の場合、また、初診であっても直接の対面診療を行うことが困難である場合についても、医師の判断により遠隔診療が可能であることを明確化するために、通知を発出する。

効果

○患者による遠隔診療の多様なニーズに対応することが可能となる。